

2016 ぐらしのサポーター通信

消費者トラブルの解決をうたう調査会社等に注意

＜ハイライト＞

□ 今月のテーマ

- ・消費者トラブルの解決をうたう調査会社等に注意
- ・詐欺的な投資勧誘トラブル

- ・子ども安全メール

□ お知らせ

□ ぐらしのコラム

個人の感想の推薦文

～効能はよく確かめること～

ワンクリック請求などの被害を受けた消費者が、インターネットで調べた、消費者トラブルの解決をうたう「調査会社」や「探偵業者」などに調査を依頼し、高額請求を受けた上、解決に至らないなどの二次被害が発生しています。

業者は「ワンクリック請求」や「架空請求」などのトラブル解決を目的とし、「相談センター」「消費者センター」「相談窓口」「調査会社」「探偵事務所」などを名乗っている場合があります。

■ 県センターへの相談事例

1. アダルトサイトのワンクリック請求に遭い、ネットで検索した「消費者トラブルの相談センター」に電話をかけて解決を依頼した。送付されてきた契約書に署名の上、返送し、料金8万円を振り込んだが、今日またアダルトサイトから請求の電話がかかってきた。
2. アダルトサイトのワンクリック請求に遭い、ネットで調べた「相談窓口」に電話をかけたところ、「このまま放っておくと裁判所から訴状が届き、弁護士費用も必要になる。サイトと話をして解決をするので、すぐに契約書を返送し、5万4千円を振り込むように」と言われた。振り込み前にネットで調べたら業者の評判が悪く、不審に思った。
3. 宝くじ詐欺に遭い、ネットで「宝くじ詐欺被害を救済する」という業者を見つけ、調査を依頼し8万6千円を支払った。その後、電話でどうなったかを問い合わせても「調査中です」というばかりで不審。

トラブル解決、請け負います…と



■ 注意していただきたい事項

- ① 利用した覚えがない「架空請求」や、間違っってクリックしたり、意図せず会員登録になったのに、消費者に訂正の機会が与えられていないサイトからなどの「ワンクリック請求」は無視しましょう。
- ② 個々の事業者に関する信用性は不明ですが、「消費者トラブルを解決する」「被害金を取り戻す」等、簡単に解決できると思わせる広告や説明をうのみにして契約しないようにしましょう。
- ③ 被害解決のために、事業者と直接交渉ができるのは、弁護士や司法書士だけです。調査会社は「調査」しかできません。



詐欺的な投資勧誘トラブル

(消費者庁) (金融庁)

「未公開株」や「社債」の他、「外国の通貨」「事業への投資話」など詐欺的な投資勧誘をめぐる消費者トラブルが、高齢者を中心に依然として多く発生しています。

最近では、海外に所在するとしている業者が、金融商品取引法に基づく登録を受けずに国内の消費者に対して勧誘を行い、トラブルになっているケースも目立っています。

投資勧誘を受けた場合には、業者の登録の有無なども確認し、契約するつもりがなければきっぱりと断りましょう。

【詐欺的商法の可能性が高い誘い文句】

- ・「上場確実ですので、必ず儲かります！ 元本も保証します！」
- ・「△△社の株（社債など）を買ってくれたら、あとで高く買い取ります。」
- ・「被害を回復してあげます。その代わりに、別の商品（□□社の株式・社債など）を買ってください。」
- ・「郵便や宅配便等で現金を送付してください。」
- ・「金融庁（その他公的機関名）の者ですが……」

■ 登録を受けた証券会社以外による売買は 原則無効

- ・「未公開株」や「社債」の販売ができるのは、登録を受けた証券会社だけ。
- ・無登録業者（※）が、「未公開株・社債」などの売付けを行った場合や、他の業者による売付けの媒介を行った場合、その売買契約は「原則無効」になります。

※ 金融商品取引法に違反して、登録を受けずに「未公開株・社債」等の販売等を行う業者。

■ 登録を受けた証券会社以外による広告・勧誘は 違法

- ・一般的に、幅広い投資家に「未公開株・社債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

→ 登録を受けた証券会社以外がこうした取引の勧誘を行うことは、違法ですので、絶対に関与しないようにしてください。

※ 登録を受けた証券会社についても、「未公開株」の勧誘は原則禁止されています。

- 勧誘してきた業者がきちんと登録を受けているかどうかは、金融庁・財務局のホームページや電話によって確認することができます。
- なお、金融庁・財務局の登録を受けている証券会社であっても、
 - ・その証券会社の信用力などが保証されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁止されています。
- 金融庁などの公的機関を名乗る電話や、「買ってくれたらあとで高く買い取ります」、「損を取り戻してあげます」などといった勧誘も、簡単に信用しないようにしましょう。

子ども安全メール

(消費者庁)

消費者庁では、主に0歳～小学校入学前の子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を「子ども安全メール」として、毎週配信しています。今回は、今年度の配信から、2件ご紹介させていただきます。

■ 2016年 6月 30日 Vol.295 ブラインド等のひもの事故に気を付けて！ ■

ブラインドやスクリーンのひも部分、カーテン留め等のひも状部分が、子供の首に絡まり、ヒヤリとしたことはありませんか？

日本では、平成19年以降、合計10件（※）の事故が起きています。また、経済協力開発機構(OECD)が実施した調査によると、世界15か国において、平成8年以降、死亡事故が250件以上起きています。

ブラインド等を使用する際は、以下に注意しましょう。



- ・ひも部分がない等、安全性の高い商品を選びましょう。
- ・一定の重さがかかると、ひものつなぎ目部分が外れる「セーフティジョイント」などの安全器具を備えた商品もあります。
- ・ひもの安全対策が施されていない商品では、クリップ等の安全器具で子供の手の届かない位置にひもをまとめましょう。
- ・ソファやベッドなど、子供の踏み台になる高さのものを、ブラインドのひも等の近くに設置しないようにしましょう。

（※）東京都商品等安全対策協議会報告書「ブラインド等のひもの安全対策」及び厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報による。

■ 2016年 9月 8日 Vol.305 自転車に乗せた子供の足の巻き込まれに御注意！ ■

自転車の後ろに乗せた同乗者の足が後輪に巻き込まれてけがをする、いわゆる「スポーク外傷」について、医療機関（※）から過去5年間で172件の事故情報が寄せられています。このうち、6歳未満の子供がけがをした事例は半数以上の90件で、縫合が必要な事例もありました。

子供を自転車の後ろに同乗させることは、子供が6歳未満で、かつ幼児用座席を設置した場合にのみ認められており、それ以外は各都道府県の公安委員会が定める道路交通法施行細則又は道路交通規則の違反になります。

幼児用座席を使用する際には、破損や変形がないか、自転車にしっかり固定されているかなどを確認し、子供には座席ベルトやヘルメットを忘れずに着用させましょう。また、後輪へのスカート等の巻き込みを防止するドレスガードを設置することも足の巻き込み防止に有効と考えられますので、幼児用座席と併用するようにしましょう。

（※）消費者庁は国民生活センターと共同で、平成22年12月から、医療機関（平成27年10月時点で30機関が参画）から事故情報の提供を受けています（「医療機関ネットワーク」事業）。



「子ども安全メール from 消費者庁」のメール配信登録は、こちらから

http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/_index.php

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

【ツイッター アカウント名】

徳島県防災・危機管理情報

【くらしのサポーター通信はこちら】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

◆ お知らせ ◆

くらしのサポーターを募集しています

徳島県では、消費者と行政、それぞれが持っている「消費生活についての情報やニーズ」を双方向で交換し合う「消費者ネットワーク」の構築を推進しており、その中心となる担い手として、くらしのサポーターを募集しています。

くらしのサポーターの活動には、行政等からの情報を周りの消費者に広める「伝える」サポーター活動を基本活動に、4つの活動があります。

伝える

- ・センター等からの情報を、家族・友人・ご近所・職場などに広める
- ・周囲の相談やニーズの消費生活相談のセンターへの取り次ぎ

活動する

- ・周りの消費者からの簡易な相談などへの対応
- ・チラシの配布など消費生活に関する街頭啓発活動への参加

学ぶ

- ・消費生活に関する、研修会や学習会への参加

教える

- ・消費生活等に関する講座の講師をした
- ・地域で消費生活等に関する団体を主宰するなどの消費者啓発の実施

「サポーター通信」や「メールマガジン」、「ツイッター」からの情報を、家族や友人など周囲の方に、一言お話していただくだけでも、消費者被害の未然防止に繋がります。[ライフスタイルに合わせた、無理のない活動を！！](#)

**周囲のサポーターになっていただけそうな方に
是非、お声かけください**



申請いただける場合は、電話・メール等で消費者情報センターまでご連絡ください。

◆ くらしのコラム ◆

個人の感想の推薦文 ～効能はよく確かめること～

機能性食品、育毛剤などの新聞や雑誌の広告に、お客様の反響を顔写真入りで載せているのを見かけた。実名もあり、仮名となっているものもあるが、いずれも「もっと早く知りたかった」の類いだ。

ただ、老眼や視力の弱い人には読めないくらいの小さな字で、「個人の感想であり、効能効果を保証するものではありません」と記入がある。栄養ドリンク剤を飲んでも、すぐ効く人、効かない人もあるのだ。

綺麗な俳優さん、肩書に医学博士と書いてある先生の推薦文がある広告も見かける。幾ばくかは、個人の感想であることが多い。騙すつもりも、騙されるつもりもない、結果として効果がないことはある。

薬でなく医者の方ではないものは、自己責任であることを知ろう。

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より

アダルトサイト関連のトラブルは、その性質上、被害者が周囲に相談をしにくいという状況があります。

統計用に、お住まいや年齢、性別等、最低限の情報をお聞きすることはありますが、氏名や個人が特定されるまでの情報は必要ありませんので、事業者や調査会社に連絡する前に、消費者情報センターまでお問い合わせください。（長谷）